

平成22年12月8日

資 料
(環境関連税制[地方税])
(環境自動車税)

環境関連税制[地方税](環境自動車税)について

- 去る11月19日の第12回税制調査会において「環境自動車税（仮称）に関する基本的な考え方」について提案を行ったところ、様々な意見をいただいた。
- 平成22年度税制改正大綱にのっとり、24年度税制改正において車体課税の抜本的な見直しを検討する中で、いわゆる環境自動車税構想の取扱いについても検討課題の一つとしてはどうか。

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

第4章 平成22年度税制改正 11. 検討事項〔国税・地方税共通〕

（2）車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（2010年12月6日 民主党）（抄）

6. 間接税 （4）車体課税

エコカー減税の枠組みは維持すべきである。昨年度税制改正大綱では、エコカー減税の期限到来時までに、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討するとしたが、その方針を踏襲すべきであり、来年度税制改正について車体課税の議論を行うべきではない。

参 考 资 料

○ 以下の内容は、環境自動車税（仮称）についての総務省の現時点の考え方をとりまとめたものであり、今後、さらに検討を進め、具体的な案を提示する予定。

1. 目的と効果

- ・ 自動車重量税と自動車税を一本化し、複雑な自動車関係税の簡素化を図る。
- ・ CO₂排出量と税額が連動する仕組みとし、地球温暖化対策に資する。
- ・ 偏在性の小さい地方税体系の構築に資する。

2. 対象となる自動車と課税の仕組み

制度導入期日以降に新車新規登録された自動車を対象に、以下の区分により課税を行う。

(1) 最新の燃費測定モード（JC08モード）による燃費値を有する新車新規登録乗用車

→ 下図のとおり

現 在

自動車重量税（国税）
車両重量に応じた課税

〔当分の間税率の取扱いについては、平成22年度税制改正大綱においてエコカー減税の期限到来時までには検討することとされている。〕

自動車税（地方税）
排気量等に応じた課税

一本化

環境自動車税（地方税）

「CO₂排出量割」＋「排気量割」
＝ 環境自動車税の税額

〔「CO₂排出量割」
：CO₂排出量を課税標準とする。
「排気量割」：排気量を課税標準とする。〕

(2) 新車新規登録されるその他の乗用車、バス・トラック

→ JCO8モードによる燃費値を有さない乗用車等については、当面、自動車税と自動車重量税の税額をあわせた税負担となるような税率とする。

※ 制度導入時点で登録済の自動車

→ 環境自動車税の対象とせず、引き続き旧制度による自動車税・自動車重量税が課税される。

3. 負担水準

・ 自動車税の税収と自動車重量税の税収（※）を併せた税収との中立を前提に制度設計を行う。

※ 当分の間税率の取扱いについては、平成22年度税制改正大綱においてエコカー減税の期限到来時までには検討することとされており、その検討後の自動車重量税の税収とする。

4. 使途

・ 普通税（一般財源）とする。

5. 特例

・ 自動車の技術開発を促すとともに環境性能の優れた自動車への買換・購入を進めるため、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた新車について、期限付で税負担軽減措置を講じる方向で検討する。

6. 営業用自動車に対する配慮

- ・ 基本的に現行の営業用自動車と自家用自動車の格差を維持する方向で検討する。

7. 徴収方法

- ・ 現行自動車税の徴収方法により年に1回徴収することとする。これにより車検時徴収がなくなり、簡素化される。

8. 軽自動車

- ・ 簡素化の観点から、環境自動車税と同様に軽自動車に係る自動車重量税の一本化を行う。
- ・ 小型自動車との税負担の格差を一定程度縮小するよう軽自動車の税負担の引上げを行う。
- ・ 引き上げに伴う増収については小型自動車等の税負担軽減に充当し、全体として税込中立とする。

9. 導入時期

- ・ 平成24年4月の導入を目標とする。
なお、納税者への周知を進めるとともに課税の準備を行うため、導入の1年程度前に方針を決定する必要がある。

10. その他の検討事項

- ・ 具体的な税率
- ・ 特例の具体的なあり方 など